

## 破砕業の許可と行為義務

### 1 破砕業の許可申請・届出

- 解体自動車の破砕又は破砕前処理（プレス・せん断）を行う事業者は、業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可制となります。使用済自動車の破砕又は破砕前処理を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って許可申請し許可を受ける必要があります。（許可は5年ごとの更新）
- 廃棄物処理法の産業廃棄物処分業の許可を受けている事業者で、既に使用済自動車の破砕又は破砕前処理を業として行っている事業者は、平成16年7月1日から3ヵ月以内に都道府県知事又は保健所設置市の市長に届出を行えば自動車リサイクル法の破砕業許可を受けたものとみなされます。

### 2 許可の基準

- 破砕業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合していることが必要です。  
（事業用施設）
  - ・ 廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動等により生活環境保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を保有していること。
  - ・ 囲いがあり範囲が明確な解体自動車等の保管場所を保有していること。
  - ・ 廃棄物の飛散、流出並びに汚水の地下浸透、公共水域の汚染を防止するために必要な措置が講じられたシュレッダーダスト等の保管施設を保有していること。  
（申請者の能力）
  - ・ 破砕工程の手順等を記載した標準作業書を常備し従業員に周知していること。
  - ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して破砕業を継続できないことが明らかでないこと。
- 禁錮以上の刑又は廃棄物処理法その他生活環境保全法令等の違反により罰金刑や許可取消後5年を経過していないこと、暴力団関係等の欠格要件に該当していないことが必要です。
- 使用済自動車の破砕施設が1日5t以上の能力を有する場合は、廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設設置許可を受けていることが必要です。（ただし破砕前処理施設は除く。）

### 3 破砕業者の行為義務等

- 解体業者又は破砕業者から解体自動車の引き取りを求められた場合は正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務があります。  
（正当な理由とは）
  - イ 天災その他やむを得ない事由により引き取りが困難な場合
  - ロ 解体自動車にごみ等の異物が混入している場合
  - ハ 大量一括持ち込みなど、自社の使用済自動車の適正な保管が困難となる場合

ニ 極めて遠距離からの引き取り要請等、引き取りの条件が一般的な商慣行と著しく異なる場合  
ホ 解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取外していない等、引き取りが法令の規定又は公  
の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

- 破砕業者は解体自動車を引取った場合、再資源化基準に従い適切な破砕・破砕前処理を実施する義務があります。  
(再資源化基準)
  - 1 技術的、経済的に可能な範囲で、鉄・アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
  - 2 自動車破砕残さに異物が混入しないようにすること。
- 破砕前処理のみを行う事業者は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者又は全部利用者に引き渡す義務があります。全部利用者に引き渡した場合は、引き渡しを証する書面を5年間保存する義務があります。
- 破砕業者は破砕工程後、シュレッダーダスト（ASR）を30日以内に自動車製造業者等に引き渡す義務があります。
- 電子マニフェストを利用し、解体自動車の引き取り、引き渡しとシュレッダーダスト引き渡しから3日以内に情報管理センターに報告を行う義務があります。
- 使用済自動車を破砕・破砕前処理・運搬するときは廃棄物処理法の処理基準に従う義務があります。ただし、使用済自動車を破砕業者自らが破砕・破砕前処理・運搬するときは、廃棄物処理法の業の許可は必要ありません。（ただし破砕施設が1日5t以上の能力を有する場合は、産業廃棄物処理施設設置許可が必要です。）
- 事業所ごとに破砕業者であることの標識を表示する義務があります。（縦、横20cm以上の大きさ、名称、登録番号記載）